

令和 4 年 6 月 21 日現在

機関番号：23503

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12979

研究課題名（和文）子どもの権利条約に基づくスクールソーシャルワーカーと教師の連携に関する調査研究

研究課題名（英文）The study on the collaboration between School Social Workers and Teachers based on the Convention on the Rights of the Child

研究代表者

高石 啓人（TAKAISHI, Akito）

山梨県立大学・人間福祉学部・講師

研究者番号：10772238

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、スクールソーシャルワーカーと教師の連携において、スクールソーシャルワーカーの役割を明らかにすることである。研究を進める際には、子どもの権利条約の視点を重視している。教師へのインタビュー調査では、歴史的に教師が子どもの権利保障に取り組んできたことが明らかになった。スクールソーシャルワーカーへのインタビュー調査では、子どもの最善の利益を保障するためには、子ども参加の視点が必要だと考えられた。今後、スクールソーシャルワーカーには子どもの参加を進めていく役割が期待される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

スクールソーシャルワーカーの全国的な配置が進み、スクールソーシャルワーカーと教師の連携はより求められてきている。その一方で、お互いの認識に齟齬が生じている可能性が指摘されてきた。本研究によって、スクールソーシャルワーカーが教師にどのように捉えられているのかが明らかになった。本研究は、今後のスクールソーシャルワーカーと教師が連携を進める上での基礎資料となりうる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to explore the role of school social workers in the collaboration between school social workers and teachers. The study emphasizes the perspective of the Convention on the Rights of the Child. Interviews with teachers indicated that historically teachers have struggled to guarantee children's rights. Interviews with school social workers suggested that child participation perspective is necessary to ensure the best interests of children. In summary, school social workers are expected to play a role in guaranteeing the rights of child participation.

研究分野：スクールソーシャルワーク

キーワード：スクールソーシャルワーク 連携 子どもの権利条約

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

子どもを取り巻く状況は厳しく、それらは不登校数や虐待の対応件数等に表れている。文部科学省はこうした現状に対して、福祉的な支援を行うべく、スクールソーシャルワーカー（以下SSWr）を導入した。SSWrは、学校現場で活動する以上、教師との連携は必須であるが、教師からの認知が課題に挙がるなど、期待されている役割が十分に発揮されているのかは疑問が残る。

SSWrと教師がより連携を進めるために、まず教師によるSSWrへの認知等を明らかにする必要があると考えられた。そして、教師によるSSWrへの認知等を明らかにすることにより、効果的な連携が望めるのではないかと考えられた。なお、本研究における効果的な連携とは、子どもの権利保障実現に向けて行われるものである。

### 2. 研究の目的

スクールソーシャルワーカーが教師からどのような認知をされているのか等を明らかにする。本研究では特に、子どもの権利保障の実現を重視する。

### 3. 研究の方法

子どもの権利保障実践に関わってきた教師を対象にインタビュー調査を行った。また、スクールソーシャルワーカーへのインタビュー調査を行った。その上で教師を対象にスクールソーシャルワーカーに関するアンケート調査を行った。

アンケート調査は、教師のSSWrへの認知等を明らかにすることを目的とした。調査対象としては政令指定都市及び東京都23区を含む小学校・中学校から無作為に抽出した2940校を調査対象とした。調査方法は、アンケート用紙を送付し、返送を依頼した形式である。質問項目としては、性別や校務分掌等の基本情報、SSWrへの認知、SSWrとの連携回数、SSWrの活動内容や活動頻度等についてである。

### 4. 研究成果

#### （1）教師へのインタビュー調査

教師へのインタビュー調査では、教師が子どもの権利保障実現のためにどのような実践を行ってきたのかを明らかにした。しかし、その一方で、そうした実践は政策の影響を強く受けていることも考察された。

#### （2）スクールソーシャルワーカーへのインタビュー調査

SSWrへのインタビュー調査では、子どもの権利保障実現のために、どのような実践が求められるのかを検討した。その結果、子どもの権利保障実現のためには、子どもの最善の利益の保障が重要だと考えられた。

以上の結果から、両者には子どもの権利保障に関する共通認識があると考えられ、連携を行う際に必要な共通認識は整っていると考えられた。そこで、認知度等についてアンケート調査を行い、教師の認識等が明らかになれば、今後の連携の方向性がより明確になると考えられた。

#### （3）教師へのアンケート調査

##### ①基本属性についての回答

回答者の性別に関しては、男性の回答者が約70%、女性の回答者が約30%であった。学校種別では、小学校が約45%、中学校が55%ほどであった。教職経験年数については、25年以上が約半数を占めていた。校務分掌については、管理・経営が約80%を占め、生徒・生活指導が約10%であった。

##### ②スクールソーシャルワーカーへの認知度

SSWrへの認知度について尋ねたところ、「よく知っている」「どちらかといえば知っている」が回答者の90%を超えていた。認知度については、学校種別ではほとんど違いが見られなかった。SSWrの職務内容については、「よく知っている」「知っている」が全体の90%以上を占めていた。職務内容についても学校種別ではほとんど差が見られなかった。

##### ③スクールソーシャルワーカーの配置状況

SSWrが学校に配置されているかどうかを尋ねたところ、「されている」と回答したのは40%程

度であり、「されていない」と回答したのは 60%程度であった。教育委員会に配置されているかどうかを尋ねたところ、「されている」と回答したのが 90%以上であった。

#### ④スクールソーシャルワーカーの支援が必要な児童生徒数

スクールソーシャルワーカーの支援が必要な児童生徒数について尋ねたところ、「0～5 人未満」「5～10 人未満」という回答が 75%程度であった。その一方で 15 人以上に該当する回答をした学校も 6%程度存在した。

#### ⑤スクールソーシャルワーカーとの連携回数について

SSWr との連携回数について尋ねたところ、「1 件から 3 件のケースで連携したことがある」「4 件から 6 件のケースで連携したことがある」が回答者の 60%を占めていた。「7 件から 9 件のケースで連携したことがある」は 5%程度であり、「10 件以上のケースで連携したことがある」は 13%程度だった。「連携したことはない」という回答は 20%であった。

#### ⑥スクールソーシャルワーカーの活動について

SSWr は以下の活動をどの程度行っているかを 5 件法（「よく行っている」「どちらかといえば行っている」「どちらかといえば行っていない」「全く行っていない」「わからない」）で回答を求めた。なお、活動とは「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ」「関係機関とのネットワークの構築、連携・調整」「学校内におけるチーム体制の構築、支援」「保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供」「教職員等への研修活動」のことである。

「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ」については、「よく行っている」「どちらかといえば行っている」の回答が 90%近くを占めた。「関係機関とのネットワークの構築、連携・調整」についても「よく行っている」「どちらかといえば行っている」が 90%近くを占めていた。「学校内におけるチーム体制の構築、支援」については、「よく行っている」「どちらかといえば行っている」が 60%程度を占めていた。「保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供」については、「よく行っている」「どちらかといえば行っている」が 85%を占めていた。「教職員等への研修活動」に関しては「よく行っている」「どちらかといえば行っている」が 30%程度であった。

以上の内容から、権利保障については共通認識があり、SSWr の認知が広がっていることが明らかになった。しかし、SSWr の活動内容については、ばらつきがあることも明らかになった。今後は、こうした SSWr の活動内容について検討し、より効果的な連携モデル構築を目指す必要があると考えられた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------